

## 林材業リスクアセスメント実務研修 実施要領

### 1 目的

林業の事業場においては、労働安全衛生マネジメントシステムの構築にあたり危険又は有害要因の特定に用いるリスクアセスメントの実務を担当する者(以下「リスクアセスメント担当者(林業)」という。)に対し、リスクアセスメントの実務に必要な知識等を付与することにより、労働安全衛生マネジメントシステムの普及を促進するために実施することとされています。

(根拠通達：平成12年9月14日付け基発第577号の別添3)

### 2 開催日時・場所・定員

年月日	会場	定員	開催場所
令和7年12月23日(火)	上田市	20名	上小森林センター (〒386-1212 上田市富士山 2464-226)

※受付は 8:30分から。講習時間は、8:50分～16:40まで。(うち昼食休憩1時間)

※お問い合わせは、林災防長野県支部 026-227-0327、又は、申込先の各分会まで。

### 3 科目及び時間【 8:50～16:40 計 6.5時間】

科目	範囲	時間
労働安全衛生対策セミナー	最近の労災発生状況及びその防止対策等	1時間
リスクアセスの目的と意義	労働安全衛生マネジメントシステムにおけるリスクアセスメントの目的と意義	1時間30分
リスクアセスメントの手法	リスクアセスメントの手法	3時間
事例演習	リスクアセスメント手法の演習	1時間30分

### 4 受講料

無料 ※県補助対象事業です。

### 5 受講申込みの方法

(1)受講申込書により、**下表の分会に申し込んで下さい。**(受付後、県支部から事業場へ受講票を郵送いたします。)

(2)外国人の方々で特別教育・安全衛生教育等の受講を希望される皆様は別途「**日本語理解力確認シート**」を併せて提出願います。

(3)講習日の一週間前までに受講票が届かない場合には長野県支部へご連絡ください。

(4)**定員になり次第締め切りますので、予めご承知おきください。**

(表)分会所在地等

分会名	所 在 地	電話・FAX
松 本	〒390-0852 松本市島立996 (松筑建設会館内) 松筑木材協同組合内 月～金 8:30～17:00 <a href="http://www.shochiku-mokkyo.jp/">http://www.shochiku-mokkyo.jp/</a>	TEL(0263)47-7466 FAX(0263)47-7467
木 曾	〒399-5608 木曾郡上松町荻原1579-3 木曾木材工業協同組合内 月～金 8:30～17:00	TEL(0264)52-5500 FAX(0264)52-5501
長 野	〒380-0915 長野市大字稲葉字上千田沖134-2 長野森林組合内 月～金 8:30～17:00	TEL(026)217-8822 FAX(026)219-2930
諏 訪	〒392-0017 諏訪市城南1-2548 諏訪木材協同組合内 火・水・金 8:30～15:00	TEL(0266)52-2468 FAX(0266)52-5543
上 田	〒386-0151 上田市芳田1818-1 上小木材協同組合内 月～金 8:30～17:00 <a href="http://www.jousho-mokukyo.or.jp/">http://www.jousho-mokukyo.or.jp/</a>	TEL(0268)35-1400 FAX(0268)35-1373
飯 田	〒395-0033 飯田市常盤町30 飯伊森林組合内 月～金 8:30～17:00	TEL(0265)22-2845 FAX(0265)22-0612
中 野	〒389-2255 飯山市静間383-14(2階) 高水木材協同組合内 月・木 9:00～16:00	TEL(0269)67-0553 FAX(0269)67-0553
小 諸	〒384-0092 小諸市平原967-7 北佐久木材協同組合内 月～金 10:00～16:00	TEL(0267)22-2210 FAX(0267)24-0683
伊 那	〒396-0023 伊那市山寺274-1 上伊那木材協同組合内 月～金 9:00～15:00	TEL(0265)72-2165 FAX(0265)72-2166
大 町	〒398-0001 大町市平10788-1 北アルプス森林組合内 月～金 8:30～17:00	TEL(0261)22-0711 FAX(0261)22-4380

注 土日祝日は休業となります。その他に 8月13日～15日、12月29日～1月3日は休業です。

また、事務所へ申し込みに行く場合は、電話で確認してください。

## 7 修了証の交付

講習を終了した方には、修了証を交付します。

## 8 その他

(1) 持ち物等は 筆記用具、昼食、飲み物等